

中華民国初期、雲南における塩政改革案

——産塩を中心に——

中川 太介

はじめに

本稿は、中華民国初期の塩政改革における製塩部門の位置づけについて、雲南省における改革案に注目して考察する。

近代中国の塩政改革に関する本格的な分析の嚆矢は、アドシエッド (S. A. M. Adshedd) である。アドシエッドは中国の塩政改革派と善後大借款の債権回収機構である塩務稽核造報総所・分所 (以下「稽核所」) に着目した。特に稽核所機構を整備した稽核総所の初代外国人長官「会辦」リチャード・デーデン (Sir Richard Dane) の改革を分析している。⁽¹⁾ また財政史の観点からは岡本隆司や佐藤淳平、外交については平田康治の論考がある。⁽²⁾

一方、製塩における塩政改革派の主張や実践についての考察は、渡辺惇の研究などがあるが、相対的には少ない。⁽³⁾ 渡辺は塩政改革派の政治的な動きを論じているが、製塩地の改革は彼らが主に自らの出身地で製塩企業を経営していた沿岸部地域を論じるにとどまり、またそれも塩政改革派の、製塩企業の経営を行う民間資本家としての立場や

経歴を指摘するのみである。全国での塩政改革の実態を見るには内陸部の製塩地や当地の社会に責を負う地方政府にも目を向ける必要がある。

内陸部の塩政については四川の製塩を対象にした、島恭彦やゼリン (Madeline Zelin) の研究がある。島やゼリンの研究によれば民国期に導入された蒸気式の採塩や製塩の技術や機器は、製塩業者など民間の出資によっていた。また民国期四川の政府と製塩業者との関係は、徴税や運輸・販売におけるものであり、行政による製塩改革が限定的だったことが窺える。⁽⁴⁾

そもそも当時各省で行われた塩政改革も多くは運輸・販売での統制や自由化に関するものが大半で、産塩体制の改革案は決して多くはなかった。そのなかで、雲南省の塩運使、蕭堃による塩政改革案は内陸部で省政府の側から製塩改革に言及した事例として注目に値する。しかし、雲南の塩政史研究では中華民国初期の塩政改革案について言及されることは少なく、専ら南京国民政府期の改革が重視されてきた。⁽⁵⁾ 蕭堃の改革案は、中華民国期に地方政府が初めて製塩に言及した塩政改革の事例として、また民国初期における雲南の製塩改革の事例として意義を持つものである。蕭堃の改革案についてはアドシエッドも言及しているが、⁽⁶⁾ 本稿では塩政改革派やデーンの立場を踏まえ、詳しく分析していきたい。

一、塩政改革派と稽核所

1. 塩政改革派の形成

蕭堃の改革案は雲南塩政の実態を踏まえて立案されているだけでなく、稽核所や塩政改革派からの影響を受けた中で提示されたものである。まずは全国の塩政を規定した塩政改革派と稽核所の成り立ちについて見てみよう。

清代において各地の産塩場と販売地、及びその輸送路は固定的に組み合わされていた。大口で安定的な税収の確保のために、それらの区画では塩商は塩税などの支払いと引き換えに独占的販売が許されていた。

一九世紀後半には対外交易に伴う外国塩の流入が中国塩政への脅威と認識されるようになった。一方、西洋列強は光緒二七（一九〇二）年、義和団事件の賠償金支払いの財源に塩税を挙げ、さらにインドの塩税徴収法、つまり産塩場で一度だけ徴収した後は民間の自由な運輸・販売を許す方式を採用するよう提案した。結局、塩の流通税に依存する地方官から中国塩政への干渉として強い反対があり、塩税の産地徴収方式が採用されることはなかった。⁽⁷⁾

しかし産地徴収方式に興味を持ち、塩法に变革を促す動きが清朝政府や知識人の中からも現れた。張謇は光緒二七年、「変法平議」で産地徴収方式の導入を鉄良など清朝の官僚に提言し、光緒二九（一九〇三）年には故郷南通で製塩企業「同仁泰塩業公司」を創業した。北京では鉄良や晏安瀾など、地方では上海道台の袁海観、両広総督の岑春煊などが産地徴収方式や製塩会社の組織などを検討している。⁽⁸⁾ また実際にも同仁泰塩業公司に続いて製塩会社の創業は相次いだ。特に河北の久大精塩公司、山東の永利精塩公司などは工業塩も生産し、工業の発展にも重要な役割を果たした。⁽⁹⁾

辛亥革命後の一九一二年、南京臨時政府の塩政総理に就いた張謇は『改革全国塩法意見書』（以下『意見書』）を發表し、九月には袁世凱に招かれ全国の塩政を対象に『改革全国塩政計画書』（以下『計画書』）を發表した。『計画

『書』は、浙江省の革命軍政府で統制主義的な塩政改革を試行した景本白と共同で起草したものである。張謇と景本白は『計畫書』の法案化と塩商や官僚らの抵抗を契機に全国の塩政改革派を糾合し、一九一二年二月には塩政討論会を組織し、機関誌『塩政雜誌』を発行して世論喚起や議会工作などの社会的、政治的な活動を展開していった。⁽¹⁰⁾

2・稽核所の設置とデーンの改革

袁世凱政権は財政難のため列強から善後大借款を導入した。全国の塩税収入が債務財源となり塩税徴収部門が塩務稽核造報総所・分所に改編されて、諸債権国の監督下に置かれることになった。借款締結の一九一三年四月には中央に稽核総所、運輸・販売の要となる省に稽核処、産塩の省に稽核分所、その省の要衝に稽核支所、産塩場に税局が設けられた。税局以外の各機関には、同等の等級と権限を持つ一対の長官が置かれ、中国人と外国人がそれぞれ就任した。

稽核総所の初代会辦のデーンは長年インドで高等文官として植民地行政や、商品税・塩税などの監査に携わっていたイギリス人である。デーンは中国の塩政もインドに倣って産塩場徴税方式を導入し、併せて区域や販売者の規制を撤廃するよう主張した。またデーンは列強を後ろ盾に北京政府と交渉し、稽核所の人事権の独立性を確保した。⁽¹¹⁾

デーンは徴税場所となる産塩場の改革も推進した。産塩場の整理を行い、有力な産塩場に官倉を設け、併せて官倉への納入や購入時の出荷には稽核所側の官員が計量の確認と記録を行った。これにより稽核所は運輸・販売だけでなく産塩場での生産と出荷という塩政の末端に至るまでを直接把握するに至った。⁽¹²⁾

二、清代雲南の塩業

1・雲南塩政の特徴

清代に産塩場徴税方式をとっていた雲南塩政は、塩政改革の点から肯定的に言及されている。張謇は産塩場徴税方式について「産塩の区はみな雲南のようにすべきだ」と称賛し、デーンも「各省の塩法では雲南が最も簡潔で管理が容易」と評している。⁽¹³⁾

雲南の産塩場は、地下の塩水、岩塩を掘削して採取する塩井である。山岳地ゆえの不便な交通が、販売地を独占する沿海部の塩商のような大規模資本の出現を阻んだ反面、「塩井での塩価の一、二倍から三、四倍に上る」高額の運輸コストをもたらした。⁽¹⁴⁾

清朝初期、雲南では塩商が納税額を請け負い、塩井の周辺の県に販売していた。しかし塩税に加え、製塩、運輸コストなどの負担から塩商は請け負いを忌避したため、雍正年間より政府による運輸・販売に改められた。

しかし販売量と塩税の増収を通じて治績を全うしようとする塩官によって、製塩業者に支給する製塩手当を低く抑えたまま増産が行われた。その結果、供給過剰となり省内の各州県の地方官は住民に強制的に売りつけるようになった。製塩業者も政府に納入する塩に土砂を混ぜて水増しし、他方で上質な塩を密造・密売した。やがて低品質の塩の強制販売への不満から嘉慶二（一七九七）年に省内各地で暴動がおき、その対策として産塩場徴税方式と自由販売の制度が嘉慶五（一八〇〇）年に導入された。⁽¹⁵⁾

これは、「塩道（省の塩政を統括）が印刷した券に通番を付け、各塩井の塩政機関に備えさせる。商人は納税後に自由に塩を出荷してよい」もので、また「半券を提出し（納税手続きの）不正や混乱を防ぐ。塩商は塩税を納めた後、検問の際に不正がなければどこでも販売してよい」とするものであった。⁽¹⁶⁾

しかし、この雲南の産塩場徴税方式は塩政改革派、そしてデーが理念とした自由販売と必ずしも同一ではなかった。確かに当初は徴税後の塩価や販売地に制限はなかった。ところが後に自由販売によつて競合が激化して閉鎖される産塩場が出ると、製塩量の減少や産塩場間での訴訟を招くことから、販売区域の制限が設けられている。⁽¹⁷⁾

咸豊六（一八五六）年にムスリムの蜂起が起ると、雲南全省は十年以上の戦乱状態に陥った。蜂起を鎮圧した雲南巡撫の岑毓英によれば、「同治二（一八六三）年正月、逆賊（ムスリム）の首領馬榮が省（雲南府）で反乱を起し、（塩政を統括していた）塩道の官署を占拠して文書を悉く焼いて」しまった。また省内各地の塩井でも「ムスリムの逆賊が占拠し、或いは（清朝の）武將が支配して地方は荒廢して、徴税は不可能」となっていた。⁽¹⁸⁾ ムスリムの蜂起で雲南の塩政は、省の中央そして各地の塩井ともに麻痺してしまったのである。

光緒年間に入り徐々に塩政機関による塩井の接収が行われると、従来よりも政府の統制が強められた。製塩業者が塩を政府に納入し、塩商は政府に代価を支払わないと塩を出荷できなくなった。製塩業者と塩商人との直接取引方式が変更されたのである。また販売区域の制限も敷かれた。各塩井は省内を黒井、白井、磨黒井の三区に分けられ、その塩区の長官である提挙、各塩井の長官の塩大使に塩税のノルマを課して委任する状況となった。⁽¹⁹⁾ 各塩井で増産が行われ、産塩が回復したが塩井の間で市場の争奪が再燃することとなった。⁽²⁰⁾

光緒新政の際は、ムスリム反乱後の復興と近代化の財源確保のため塩税増収が求められ、こうした塩井間の競合による塩の不当な安売りや塩税の隠匿などが問題視された。しかし産塩量や税収のノルマはむしろ強化され、結果的に大量の在庫が発生して税収のノルマに苦しみ逃亡、或いは自殺する提挙すら現れた⁽²¹⁾。

産塩が復調した当初、雲南塩はビルマやインドシナにまで販路を広げたが、増税で塩価が上がり、アヘン禁止令で雲南の経済が打撃を受けると、今度は逆にビルマとインドシナから海塩が流入することとなった。省政府では海塩が流入する国境付近を「辺岸」として設定し、減税を行うなど雲南塩の流通を促し、併せて海塩を取り締まっていった。当時省内における密売塩のうち海塩が二〜三割、製塩業者の密造によるものが七〜八割とされる⁽²²⁾。

2・雲南の製塩

ところで一部の清朝官僚や或いは塩政改革派の中には、産塩場徴税方式への反対意見として、産地が限定されている雲南のみで可能だとする指摘もあつた⁽²³⁾。塩税の対象となる製塩量を政府が把握し、製塩業者による塩の密造を防止しようとする立場からの指摘であつた。

雲南の塩井は「みな山中で生産を行つており、元々耕作可能な土地が少ないので、必要な穀物は付近の各県からの輸送に完全に依存した」とされ、山がちな雲南の中でも特に地理的に隔絶して⁽²⁴⁾いた。沿海部の産塩場と比べ原料の採取や製塩業者の製塩場所、居住空間も限定的で、監督しやすい地勢ではあつた。張謇は「雲南の産塩は二十四の塩井に限られ、製塩も一か所に集中しがちで管理も容易だ」とする⁽²⁵⁾。雲南には製塩空間を城壁で囲って産塩場

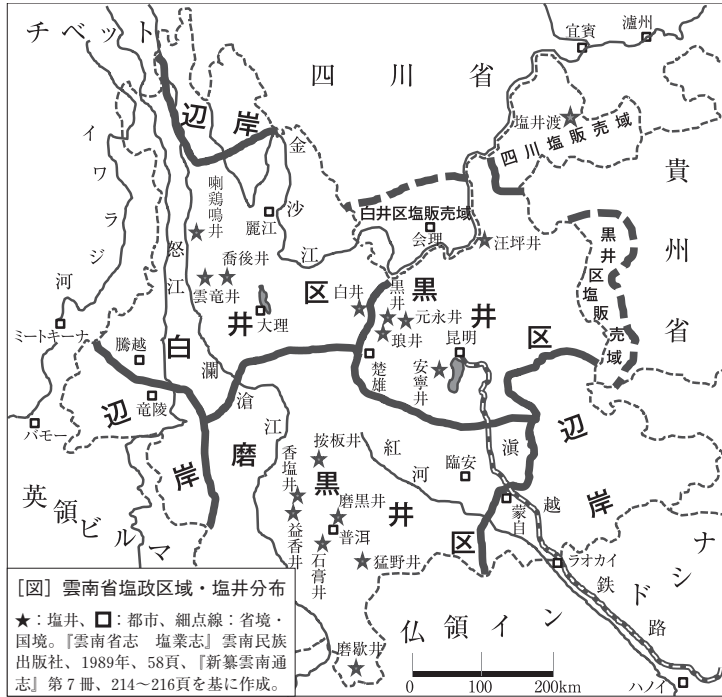
の設備を集約させて密造を防ぐ塩井もあり、明末の崇禎年間に黒井の提拳が城壁建設と共同の製塩設備の設置を建議している。清末、ムスリム蜂起のなか開発された喬後井でも製塩場は城壁で囲まれ、当時雲南では最も管理が行き届いた塩井だったとい⁽²⁶⁾う。

また清代の雲南塩井では密造塩の防止も目指された。製塩業者のうち、それぞれ五戸が交替で竈長として毎月当番制で納塩量の記録の管理にあたり、十戸が竈頭として製塩を監督し、十戸が課長として納塩の督促に当たっていた。また居住区では二戸が郷約、十戸が保甲として毎晩交代で見回りをした。こうした塩井の保甲では、もし密売が発覚した場合、製塩業者や前述の役職者が連座させられた⁽²⁷⁾。

ところで雲南の塩井では竈や鍋など、製塩設備は多くを製塩業者の自弁によっていた。ゆえに規格の画一化がで⁽²⁸⁾きず製塩量を把握することは困難であった。清末の宣統年間には白井区の白井や磨黒井区の按板井で、提拳が増産を図ろうと鍋や竈などの製塩設備を黒井と同じ様式にして失敗し、低劣な在庫塩を大量に発生させていた⁽²⁹⁾。

塩商資本の顕著な発展を見なかつた雲南において、独占的權益をもたらしたのが塩井の丁份である。丁份は塩井の開発での出資の比率によって割り振られた、産塩開始後に塩の原料を取得する権利である⁽³⁰⁾。塩商の塩引と同様に相続や転売、貸借が行われる点では、大規模な塩井経営で名高い四川の股份とも共通する。また丁份、股份の所有や製塩において塩商よりも製塩業者の影響が強い点も四川と同様⁽³¹⁾で、雲南ではこの傾向が特に顕著だった。

当初、雲南の丁份は政府が製塩業者に製塩量を割り当てる単位であったが、製塩業者数との間に乖離が起きて複数の丁を所有するものが増えた。清末には一丁が数百両の値段となり転売されるなどの弊害が起きていたとい⁽³²⁾う。



前述の喬後井では清朝の武将がムスリム勢力を駆逐し占拠した際に丁份を部下の将兵に与えている。製塩業者として政府が把握している者の中には、実際に製塩を行わずに別の製塩業者から購入して塩を政府に納入したり、或いは塩井周辺に耕作地を所有し小作料を徴収したりしている場合もあった³²⁾。

雲南では張審の唱えた産塩場の集約化が明代末より萌芽を見せていたが、製塩設備の多くが製塩業者の自弁で、またその資格にあたる丁份も高額で売買されていた。政府の統制や地理的制約から塩商の進出が限定的であった反面、塩井の生産方式に変更を加えれば必然的に製塩業者のこうした権利関係への対応を迫られる潜在的可能性があったといえる。

三、雲南塩政の改革案の提示

1. 雲南塩運使蕭堃

辛亥革命直前、各省の督撫が従来握っていた塩税徴収や、塩商の独占販売を保障した塩引の発行などの権限を中央の朝廷に移す新しい官制が前述の鉄良らによって定められた。⁽³³⁾ 中華民国大總統となった袁世凱は一九一二年一月より塩運使、権運使を各省に派遣し、各省塩政の掌握を狙った。広東、四川、湖南などの諸省ではこれに抵抗する動きが見られた。各省では塩税収入を中央に送金せず、北京政府の介入を警戒して省政府の権益を保持する姿勢を見せていた。⁽³⁴⁾ また稽核所との対立も見られた。四川や福建では塩政改革派の塩運使が進めていた運輸・販売の統制や直接運営が廃された。山西でも私塩の取り締まり部隊の規模縮小や督銷局の廃止、塩の計量の業務移管などをめぐり稽核分所と現地の河東塩運使が衝突し、塩運使が二度異動してようやくこれらの改革が実現している。⁽³⁵⁾

こうした中で雲南塩運使に赴任したのが蕭堃である。蕭堃は字を立誠といい、湖南省邵陽県の出身で、雲南での辛亥革命や護国戦争の指導者である蔡鍔と同郷である。二〇世紀初頭に日本に留学し、梁啓超の立憲派団体「政聞社」に参加する一方、革命派の黄興と共に華興会創立や長沙の革命蜂起計画にも参与した。辛亥革命後、蔡鍔は統一共和党に参加して、資金の拠出や、章炳麟など有力者の取り込みを行っていた。蕭堃は蔡鍔の招聘を受け、一九一二年ごろは上海などに赴いて政治工作に従事している。その後、蕭堃は蔡鍔によって招かれて雲南塩運使に就任し、一方では統一共和党の参事、駐雲南代表となった。統一共和党は南京臨時革命政府で張謇らが組織した統一共

和会を母体とする政党である。⁽³⁶⁾

以上の経歴からは蕭堃が塩運使の就任以前に塩政や塩業事業に参与していた形跡は見られない。しかし塩政改革派には湖南省出身者も多く、張謇も立憲派として梁啓超との関係が深い。蔡鐔とは師弟の関係にあった梁啓超もまた塩政改革派を支持していた。⁽³⁷⁾ 蕭堃は塩政討論会の会員ではなかったが、統一共和党などの政党活動を通じて張謇の塩政改革の考え方を認識していた可能性もあろう。

各省の塩政改革では四川や福建などで塩政改革派の立場に依拠した運輸・販売の政策が取られ稽核所との対立を招いたが、産塩場内での生産体制の再編や設備について言及した塩運使は少ない。省政府の財政的余裕がなかったか、或いは後述するデーンの消極的な姿勢が影響したと思われる。しかし産塩場の改革は同仁泰塩業公司のように塩政改革派にとっては改革実践の原点でもあり、中国の近代産業が発展していく背景としても重要である。

産塩の改良を改革に挙げた塩運使として注目に値するのが蕭堃である。以下、蕭堃の改革案とデーンの反応について見ていく。

2. デーンの雲南視察と改革提言

一九一四年一月二四日に蕭堃は塩運使に就任し、一九一五年一月にはデーニンが雲南に赴いて視察を行った。前述の通り雲南では、一九世紀末より産塩場徴税方式を改めて政府が統制策を実施していた。デーニンによれば雲南の「塩井ではみな生産・販売において（政府の）強い干渉があつて」、塩原料及び製造された塩はみな塩井の官員が管

理していた。⁽³⁸⁾

雲南はこの当時、省都昆明から西部の大理地域に至るまで官運が行われ、省内の黒井・白井・磨黒井の三区では互いの区域を超えた塩の流通は許されていなかった。⁽³⁹⁾ また塩商は塩井の官署に対し、塩井での採掘と維持の費用や製塩業者らに支給する製塩手当、及び税を塩価として支払っていた。製塩業者と塩商による直接取引は禁じられていた。⁽⁴⁰⁾

雲南では製塩業者が製塩手当を政府から前借りしており、その負債は分割されて塩商の支払いから得た売り上げから天引きして返済する形となっていた。中には利子を付けたたり、製塩で煮沸に必要な燃料の木材を製塩業者に貸し付けて搾取を図る塩井もあった。⁽⁴¹⁾

しかし一方で政府の統制は不徹底で、製塩業者が塩を官倉に納めず自分の竈房に退蔵し密売するのを放置していた。またデーンによれば雲南は「一九一三年五月二日以前の塩税の帳簿は今にいたるも精算を経ていないものがある。また膨大な在庫塩が堆積して劣化するに任せており、今でも販売できていない」という状況であった。⁽⁴²⁾ 清末以来、雲南では各塩井に生産と税収のノルマを課すに任せるだけで、省政府による塩政財務の掌握は不十分で、生産の管理も弛緩していたことがわかる。

二月八日と一一日にデーンは雲南の改革案を提示した。税率の統一、販売区域制限の撤廃、官運の停止など、全国で推進した自身の改革方針に沿うものである。ちなみに辺岸からの海塩の流入についてデーンはむしろ雲南居住民の幸福のために、海塩を受け入れた方がいいとする見解すら示していた。中国政府は洋塩販売を禁止しており、

これは官運停止の主張を正当化する一種の修辭ともとれるが、デーンの自由販売への熱意が窺える。

以上の提言はみな運輸・販売に関するもので、塩井や産塩に関して特に言及はなかった。

3・蕭堃の改革案

その後一九一五年六月三〇日、北京の稽核総所は塩務署から蕭堃の改革案を受け取った。改革案は産塩も含む総合的なもので全部で十条からなり、分類すると以下ようになる。⁽⁴⁴⁾

① 運輸・販売・税率の統一、販売区画の撤廃、旧塩の処理

② 塩密売の取り締まり・辺境の取り締まり強化

③ 産塩・塩井の削減、塩倉の建設、製塩場所の集約化、植林の振興、生産額の抑制、製塩手当の支給加増

以下、各条を詳しく見ていこう。①運輸・販売においては清末以来の在庫塩への対応策の側面が見られる。長期の堆積で水分を含み損壊した塩塊を再び商品化するには改めて煮沸する必要がある、そのため製塩業者への手当を補填する費用がかかる。生産の抑制策には在庫の発生予防や手当軽減という狙いもあった。蕭堃はひとまず直近三年の販売量の最高額を生産の標準として設定すべきとした。

また販売区域制限の撤廃にあたり、当時仏領インドシナからの滇越鐵路が昆明まで開通しており、その滇越鐵路を利用して黒井区の在庫塩を磨黒井区でも販売することを、蕭堃は提言している。塩税の統一について、各塩井で販塩促進のため値下げが行われ、また運輸コストなどで塩価や税率が各地で不均一なことから、塩税法で定められ

た三元の税率を全省で適用するとした。こうした販売区域の制限撤廃による自由化や塩税の統一などは、デーソが全国で推進し雲南でも実施を強く主張した改革案に符合していた。

② 塩密売取り締まりとして産塩場での塩密造では、既に稽核分所と共に塩の納入や出荷の計量などの手続きを定めており、「産塩がしっかりと管理できていれば、密造塩に対し効果をあげるのは容易だ」とする。しかし省外からの塩、特に海塩の流入は省に接する国境線が長大で複雑であり、また美味で廉価な海塩とは対照的に雲南塩は運輸コストがかさみ内岸からの塩の価格が辺岸の倍になることから、取り締まりが「困難なことまさに塩密造の十倍」として、特に辺境での密売取り締まり部隊の増強を主張している。

③ 産塩に関する改革案としては次のような項目が挙げられている。

製塩手当の支給加増については物価高や、製塩に一鍋分で往々二、三日かかることなど現状での手当への不満の要因を述べ、支給の加増で密造の動機を絶つことを主張する。

また塩倉の建設は従来塩井の官倉の多くが民家から賃貸したもので、小規模であるか老朽化、或いは強い湿気などのため塩の保存に耐えないとして、製塩業者が私蔵の口実としていた。政府による塩倉の完備でこうした口実と弊害を封じようとするものであった。

植林の振興については、長年に及ぶ製塩のため、塩井の周りの山地で燃料となる木材が枯渇し、遠方からの調達コストが塩価にも影響を与えていた。そこで政府の林業機関と共同で植林を行い、併せて山地の多数を所有する民間にも植林を奨励するべきだとしている。

塩井の削減では清末の無計画な増産方針で開発された塩井に対し、塩の原料の質が低劣か、或いは地理的に政府の管理が困難なものは廃止するが、以下のような留保も残した。

これらの塩井は開発以来、何年も経ち、製塩業者たちは長期にわたって生計を立ててきた。もし一度に全てを閉鎖すれば、彼らは必ずや窮乏して生計を失い、盗賊にならざるをえない。私の考えでは、これらの塩井の坑道や製塩設備については公金を出して買い取るか、もしくは製塩業者を付近の塩井に移住、編入させるべきである。⁽⁴⁵⁾

塩井閉鎖に伴う製塩業者の経済的損失や失業、更には社会秩序への影響に対する配慮が窺える。

そして、製塩地点の集約化案であるが、蕭壟は以下のように述べる。

製塩業者の製塩設備は分散しており、こちらで検査してもあちらで密造するといった有様で防ぎきれたものではない。私の提案では、製塩の囲込みと集中生産のため、各塩井に公共の製塩場を建設し、製塩業者の製塩設備は全てその一か所に移転させる。もし土地が狭く製塩業者が多い場合は二、三か所に分けて建設すればよい。また公共の塩水備蓄池も内部に建設し、輸送管を設け、坑道から採取された塩水を池に注ぐ。岩塩は坑道の入口で水溶させ、あとは塩水と同様にすればよい。こうすれば密造は自ずからなくなり、政府も検査の手間が減り、製塩業者も塩原料を運ぶ労苦が省ける。⁽⁴⁶⁾

このように塩の密造防止を目的とした集団生産のために公共設備を建設するものであった。ただ予算の関係上、まずは数か所の塩井で試行し、効果を得てから他の塩井でも漸次実施し、併せて採掘・製塩の器具や設備について改

良の検討を行うとした。なお前述の生産の抑制案についても、生産量を低く抑えれば品質の劣る塩が市場競争で自ずから淘汰されるとする思惑があった。また製塩技術については改良を検討すべきとのみ言及している。

4. 稽核総所による検討

しかしデーンによれば蕭堃は後の調査で、官倉建設や植林の振興は実施困難だとも報告している。塩井では塩商が塩価を支払ってから製塩業者が塩を倉に納める習慣が根強く、改善の良案も出ないままであった。植林についてはただ実施困難とするのみであった。デーンは一九一四年七月一日、蕭堃の改革案への見解を稽核総所において示した。⁽⁴⁷⁾稽核総所の中国人長官でデーンの会辦とは同格の総辦だった龔心湛の回答を含めて見てみよう。

税率の統一や販売区域の制限撤廃など、運輸・販売についてデーンは蕭堃の案に賛同した。ただ税率は龔心湛が税率の減少を懸念し、隣国の海塩が流入する辺岸では二元、それ以外の地域では三元五角にする修正案で回答し、最終的にデーンは了承している。⁽⁴⁸⁾

産塩についてはデーンと蕭堃の間に相違が見られる。まず蕭堃自ら実施困難と報告した植林の振興は、デーンが雲南省長と予算を協議して塩井周辺の県知事・塩井の官員と共同で当たらせるべきとした。またデーンは植林が民間による営利事業になりうると見込んでおり、後に稽核総所より稽核分所へ送られた文書にも政府の支出が不要となる可能性に言及している。次に塩倉の建設は、重要な塩井を三か所選んで建設を先行させ、効果を待って他の塩井にも適用していくよう提起した。後に蕭堃に下された文書には「各塩井地域の塩倉建設は最も重要だが、その経

費は膨大・複雑で一度に設置するのは困難だろう」としており、⁽⁴⁹⁾ 予算の逼迫した状況がわかる。

密売取り締まりでは省外の塩についてデーンは四川塩に言及するのみであった。対照的に塩井の密造塩には、官員を派遣し各製塩業者の製塩、塩倉での出荷、在庫など各数量を毎日帳簿に記録させるなど、具体的かつ厳格な管理案を提示しており、龔心湛も「貴顧問（デー）は密造塩を重視している……しかし辺岸の密輸塩も深刻である」と述べるほどで、⁽⁵⁰⁾ 密造塩以上に省外からの塩の流入を懸念していた蕭堃とは対照的になっている。

生産量の抑制と製塩手当の支給加増にはデーンは慎重であった。判断するに足る正確な記録が雲南にはないと見なしていたからである。今後二年の業務を経てからの稽核所による報告を待ったうえで再検討すべきだとデーンは主張した。龔心湛は業務を行いつつもおよその生産額は設定すべきと反論し、結局は蕭堃と稽核分所との現地での協議に委ねることで両者は合意した。前述の製塩時間についての蕭堃の報告もデーンは信用しなかった。視察のやり実際に五〜六時間で完了するのを自ら目撃していたからである。デーンは元々の製塩手当の支給額すら問題視していた。雲南視察の時から、政府の製塩業者への前貸しと利息付けによる支給の慣習について、雲南の塩政の官員の汚職を疑っていた。龔心湛も清末の在庫塩の再煮沸について製塩業者の自由に任せ政府による支給加増は不要と⁽⁵¹⁾ している。

塩井削減に伴う製塩業者への救済については、デーンは蕭堃に以下のように反対した。

塩運使の提案を見てほしい。これでは無限の面倒と多くの費用が生じる。もし商人に任意の場所での塩の購入を許せば、劣等の塩井はじきに無用となり、政府にも面倒や費用は殆どかからなくなるだろう。⁽⁵²⁾

自由競争に伴う自然淘汰によって塩井削減を解決できるとするもので、製塩業者の救済よりも政府の支出の効率化を優先している。

そして製塩地点の集約案についてはデーンは以下のように述べている。

私は公共の製塩設備を設ける必要性、妥当性に実のところ疑問がある。塩原料や製塩設備をめぐって争議が起さるのとは避けられないだろう。ゆえに塩倉建設の効果を見てから、密造を行う製塩場については廃止すべく手段を講じていこう。⁽⁵³⁾

この見解について龔心湛は、公共の製塩所には製塩設備を改築する経費が必要、として支持している。⁽⁵⁴⁾ 政府が経費負担してまで製塩業務に変革を加えることは歓迎されなかつたのである。

製塩地点の集約化案に代わり蕭堃は、同様に「管理、密造や隠匿の防止」に役立つとして「伍保」の実施を塩務署に提案した。塩務署は「伍保の編成は簡便で地方の治安にも関係する」としてひとまず各塩井に実施するよう蕭堃に命じている。⁽⁵⁵⁾

四、産塩場の社会と蕭堃の改革案

1. 塩政改革派の改革方針

蕭堃の意見とデーンの指摘については、塩政改革派との関係も踏まえて理解する必要がある。そもそも塩政改革派とデーンは共に塩の生産・販売の自由化を究極の目標とする点で一致していた。しかし両者には重要な相違があっ

た。デーンは塩業の自由化を直接導入し、政府の塩業への干渉は最低限にすべきとしていたが、塩政改革派は塩商の既存特権打破のため暫定的に政府、特に中央政府が塩の生産・運輸を強力に統制すべきとしていた。⁽⁵⁶⁾

元来、張謇らの製塩公司是政府との関係が深い。張謇の同仁泰塩業公司の資本一九万両には「政府の融資四万両」が入っており、久大精塩公司も当初は資金を善後大借款の製塩廠建設費から得ようとしていた。また『塩政計画書』では産塩事業や塩商の財産を国有化し、製塩業者を国家の統制に置く一方、「国家は製塩改良のため、特に製塩廠を設置することができる」と規定している。⁽⁵⁷⁾ 塩政改革派は政府の投資や政策に公司を組み込み、製塩の技術と体制の改革を進めようと試みたのである。

加えて、張謇らの製塩公司是産塩の集約化を意図していた。従来煮沸の燃料であった葦は、繁茂地による製塩業者の分散と割高な製塩コストを強いていた。張謇の同仁泰塩業公司や久大精塩公司では葦からの脱却を図るべく、日本の石炭燃料による煮沸法や浙江の日光乾燥法を検討したり、汽船での輸送に便利なように港湾の近接地を選んだ。⁽⁵⁸⁾

しかし張謇が産塩場の集約化やそれを担う製塩公司の組織化を主張した当初、その理由として清朝政府に訴えたのは密造塩の防止であった。張謇は「商人を集めて公司とし、製塩所を建造して器具を設置する。住居を並べて製塩者を集める。政府は器具に基づいて調査して産塩量を知ることができる」と公司によって一括で導入した製塩設備の規格から、製塩の掌握と密造の監視が可能だと主張した。また、同仁泰塩業公司など製塩公司では製塩業者に対し、公司の従業員として住居や食事などの提供、制服の貸与と操業時の着用義務付けなどの労働管理も行った。

ている。⁽⁵⁹⁾ 塩政改革派は低コストによる大量生産で塩の密輸・密売の動機を奪い、旧産塩場を淘汰できるような生産性をもつ産塩場を建設し、塩倉をそこに設けて産塩場一括徴税方式の抛り所になるよう構想していた。⁽⁶⁰⁾

ところで同仁泰塩業公司には張謇の郷里の南通と近郊の淮南産塩場の地域一帯の振興の一環という面もある。清末以来、南通を擁する江蘇北部の産塩場では黄河の土砂流入によって海岸線が遠ざかり塩分が減少し、地域は荒廃していた。大規模な武装私塩集団が勢力を拡張し、殺人や略奪を行う無頼の民衆も多いなど、社会不安も深刻であった。張謇は同仁泰塩業公司以外にも、大生紗廠を操業して地場産業の綿織物生産を振興し、原料の棉花栽培のため通海墾牧公司を起業するなど労働人口を吸収しようとしていた。⁽⁶¹⁾

張謇の地域社会への問題関心は集約化の過程で閉鎖する産塩場にも向けられ、製塩業者の生計への配慮としても表れていた。デーンは全国の産塩場について市場競争による自然淘汰と政府不干渉を主張したが、張謇は反論した。塩価に塩税を含む以上、自由販売にすると課税を逃れた密買塩が有利になり塩が塩倉に納入されない懸念があり、産塩はみな政府が買い取るべきだといふのである。⁽⁶²⁾ 『塩政計画書』では政府の統制に支障のある製塩業者に対してはその土地や設備を有償で官のものにするとしている。⁽⁶³⁾

塩政改革派にとって塩商は既得権益の点では製塩業者以上に配慮を要する存在であった。塩政改革派の主張するような、公司が経営する産塩場モデルと販売区域の制限廃止が、塩商を中心とする塩業のあり方と彼らの権益に相反するからである。塩政改革派は、塩商には共同出資による運塩公司を組織するよう主張している。『塩政計画書』では運輸・販売の事業者を「従前の塩商は個人だったが、本書で定める塩商は公司である」と個人ではなく組織と

して規定した。張謇から見れば「中国商人が外国商人に対抗できないのは分散する傾向がある」からであり、公司は彼らを「失業させず、公司の名に改めて資本を集積させる」ためのものでもあった。⁽⁶⁴⁾ 塩政改革派が公司を作った目的には、利潤追求だけでなく、事業者の再編もあつた。景本白は政府の統制段階として「個人営業から進んで工場組織と為す」ことを主張していた。⁽⁶⁵⁾

2. デーンの改革方針

デーンは、全国塩政の改革方針において、製塩施設の改善についても政府の干渉に慎重であつた。善後大借款二億五千万元のうち三百萬元が製塩設備購入や製塩廠建設の費用とされていたが、デーンはこれを不要な巨費とする。自由販売にすれば市場による淘汰で塩の品質や生産状況は自ずから改良されるはずだからである。「改革の導入にあたり、人々が慣れ親しんだ環境の変更は極力少なくするのが重要」であり、製塩廠を政府の管理に帰しても却つて汚職や過失を招く恐れがある、とデーンは懸念していた。⁽⁶⁶⁾

こうした全国の方針が雲南にも適用され、塩原料や製塩設備の公共化、製塩業者の移住など蕭堃による製塩地点の集約化案が却下されたと考えられる。デーンは「政府が干渉を加えるべきでなく、極力製塩業者の自由にするべきだ」という考えから、蕭堃の改革案の検討に際し産塩には「製塩業者個人による製塩に代えて、政府が製塩組織を創設することに強い反対」⁽⁶⁷⁾を示している。また仮に蕭堃の案を採用しても、丁份など塩井での製塩業者らの既存の所有権、使用权をめぐる複雑な関係に対応を迫られるのは必然であつた。こうした事情から「塩原料や製塩設備

をめぐって争議が起きる」とデーンが懸念したとも考えられる。稽核総所総辦の龔心湛も、製塩設備の改築経費の支出に難色を示していた。

塩井の整理案でもデーンは蕭堃と異なり、「無限の面倒」として塩井の閉鎖に伴う製塩業者の失業の発生に配慮を示さず、単に自由化による自然淘汰に委ねている。こうした民間の裁量や自由競争に任せようとするデーンの方針は、見方を換えれば塩政機関や製塩業者の腐敗への対処を放棄しているともとれる。植林振興でデーン、及び稽核総所が民間による営利事業の可能性に言及しているのも、この点で示唆的である。もつともデーンの就いた稽核総所会辦は列強の債権を背景に成立した塩税徴収機関の長官であり、その意味では製塩再編に資金を投入することに慎重なのは当然であった。

デーンは稽核所による塩政の掌握を図るべく、塩を計量する秤の規格の統一や、政府の塩倉への納入、及びその記録の徹底、そして稽核所の官吏による計量の監督、管理の困難な産塩場の整理などを全国での主な方針としていた。雲南でもそれは通底していたのである。塩井の密造塩対策でデーンは、官吏を派遣し毎日の製塩、出荷、在庫の塩数を記録するよう提案している。しかし、これら産塩場の改革の重点も、塩税の対象となる産塩量を稽核所が掌握することであり、生産力の向上など産塩場自体の振興は優先されていない。雲南視察を終えたデーンの当初の提言も運輸・販売に関してのみであった。塩井や製塩業者に言及した蕭堃の改革案に対するデーンの見解でも、やはり運輸・販売に対する改革について議論している比重が高い。

3・蕭堃による改革案の限界と可能性

蕭堃の改革案のうちデーニンが退けたものは、むしろ塩政改革派と共通する。公共の製塩所建設を盛り込んだ製塩地点の集約化案について、蕭堃は密造塩の防止のための製塩業者への監督を目指していたが、この趣旨自体は製塩場を城壁で囲ったり連座制を敷いたりした清代の方策と連続している。また蕭堃の案は、製塩場を集約化しようとする点で張謇の試みと軌を一にするが、製塩会社など組織制度、石炭燃料など製塩技術の刷新に具体的に言及していない。あくまで塩の密造防止にその意図があった。

この案がデーニンに却下され代替として採られた伍保編成も、「管理、密造や隠匿の防止」、「地方の治安に係る」と言及がある。前述の竈頭、竈長や治安維持を担う編成で、保甲を用いて密造塩防止にあたった清代の連座制を応用したものと見えよう。蕭堃の提案した伍保には公司のような資本の集積性はなかったが、密造塩の防止と並び「地方の治安に係る」ことが公司と共通していた。分散している状況から製塩業者を組織化する役割が期待されていたと考えられる。

その一方で蕭堃は、塩井の閉鎖についても製塩業者が盗賊化する懸念から、彼らの既得権益を極力保障する意向を示している。これは伍保と同様に塩政にとどまらない地域の治安維持の側面があった。塩運使として省の塩政を統括するにあたり、社会不安への対処は重要である。張謇と蕭堃はどちらも塩業事業者の集団化を主張した。しかしその改革に臨んでは、既得権益の損失を補填して彼らの反発を緩和し、失業を回避して社会不安の醸成を防止する、などの社会的配慮を示していた。またそうした統制の強化と既存権益への対応の点で両者をデーニンは批判した

のであった。

デーンは産塩場の改革では塩井の閉鎖そのものや、塩倉の建設、植林の振興では蕭堦に賛同していた。植林はともかく、デーンは生産量の把握及び徵稅場所の掌握の点から塩倉建設を評価したのであり、この点は蕭堦の塩井廢合案自体を否定しなかったことにも通じる。しかし、塩井廢合での失業対策や在庫塩の処理案、製塩業者の一極集中化案など、製塩業者や生産設備に対応しようとする蕭堦の姿勢はデーンから批判をうけた。デーンは製塩場や製塩業者をあくまで市場原理の淘汰に任せ、政府の干渉を忌避したからである。

製塩への政府の積極的干渉は、張謇ら塩政改革派の改革方針でもあった。蕭堦の改革案は、製塩を個々の製塩業者による分散的な生産から集団組織による共同生産に改編するものであった。一方で、塩政改革派が主張した石炭燃料など先進的技術の導入には直接言及していない。しかし、張謇が製塩場の集約化で主張した当初の目的も、先進的技術の導入ではなく、蕭堦の製塩業者の一極集中化案と同じく塩の密造の監視が目的だった。この点を踏まえれば、蕭堦の改革案は、大量生産のための近代的な技術と体制の導入を用意するものだったといえる。

むすび

雲南では塩政改革派が目指したような集約化された製塩所は建設されず、公司制度も導入されなかった。雲南の地勢による交通の不便さから運輸・販売の塩商資本が限定的で、相対的に製塩業者の權益が大きく、或いは塩政予算の逼迫などもあった。

公共の製塩所建設の代案とされた伍保編成は、官弁の製塩設備による一元化と連座制による製塩者の集団編成を通じて塩の密造を防止するための伝統的制度に由来していた。しかし張謇らが提唱、運営した製塩公司も製塩業者を公司の従業員として雇い、公司が設けた一元的な規格による製塩設備で製塩を行うものである。統一された設備と集団化による製塩従事者の再編成という点で蕭堃の伍保と張謇らの公司は共通していたと言える。

一方、既存権益者への配慮の点でも、蕭堃の提案は張謇など製塩改革派に通じる。稽核所が徴税に関心を集中させたのと異なり、塩運使は塩政の全般を管轄しており、産塩場という社会に向き合う必要があった。列強勢力の債権を背景とするデーモンとは異なり、製塩改革派や塩運使は国内の政治や社会を強く意識していたのである。

以上のように、本稿では蕭堃による雲南省政府の製塩改革案について考察したが、その後の雲南塩運使署や稽核所の史料を見ると製塩改革が引き続き試みられていることが窺える。こうした省政府の製塩改革や、それに対する製塩業者など塩井やその地域の社会による反応がどのようなものであったか。またそうした問題は南京国民政府期ではどのように扱われたのか。それぞれ今後の検討課題としたい。

そして、塩税徴収や販売地をめぐる中央政府や他省政府との関係、或いは蕭堃の政治活動に見られるような雲南省内外での人事をめぐる問題など、当時の中国政治過程において雲南塩政を分析する必要もある。また本稿で取り上げた中華民国初期の雲南塩政には、清末の雲南におけるムスリム蜂起やその復興をめぐる問題が背景にある。ムスリム蜂起が及ぼした税政や治安維持、民族、宗教などへの影響も塩政と無関係ではないが、こうした面を踏まえた清朝後期の塩政についての本格的な分析も今後の考察の課題としたい。

註

- (1) S. A. M. Adshad, *The Modernization of the Chinese Salt Administration, 1900-1920*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1970.
- (2) 岡本隆司「清末民国と塩税」〔東洋史研究〕五八巻一
号、一九九九年)。佐藤淳平「袁世凱政権期の預算編成と
各省の財政負担」〔東洋学報〕九六巻二号、二〇一四年)。
平田康治「イギリス対華政策と中国政治の相互作用—改革
借款・駐華出先機関・協力政策、一九一一—一四—」〔国
家学会雑誌〕一一三巻一・二号、二〇一〇年)。稽核所に
ついて以下も参照。劉常山「清代後期至民国初年塩務的変
革：一八三〇—一九一八」(文史哲出版社、二〇〇六年)。
山添啓司「清末民国初期の両広塩政」〔東洋史苑〕七五号、
二〇一〇年)。
- (3) 渡辺惇「張謇の塩業経営について—中国塩業近代化の
一側面—」〔熊本大学教育学部紀要〕二五号、一九七六年)、
同「辛亥革命期における塩政改革運動(Ⅰ) —一九一一—
一二年行塩区における諸改革を中心として」〔熊本大学教
育学部紀要(人文科学)〕二七号、一九七八年)、宋志東
「民国時期山東塩業生産管理研究」〔塩業史研究〕一期、
二〇〇八年)など。なお塩政改革派で久大精塩会社の創業
者の范旭東については次の研究がある。貴志俊彦「永利化
学工業会社と范旭東—抗戦下における国家と企業」(曾田
三郎編「中国近代化過程の指導者たち」東方書店、一九九
七年)。
- (4) 島恭彦「中国奥地社会の技術と労働」(高桐書店、一
九四六年)、一三一、一三七頁。Madeleine Zelin, *The Mer-
chants of Zigong: Industrial Entrepreneurship in Early Modern
China*, New York: Columbia University Press, 2005, pp. 167-
183, 225-251.
- (5) 黄培林・鍾長永主編『滇塩史論』(四川人民出版社、
一九九七年)、二〇一—二〇八頁。清朝期について劉雋
「清代雲南塩務」〔中国近代社会経済史論集〕上冊、崇文
書店、一九七一年)、中華民國期について趙小平「北洋政
府時期雲南塩業生産研究」〔四川理工学院学报(社会科学
版)〕二七巻一期、二〇一二年)、同「民国時期雲南塩業生
産技術改進与生産関係演變研究(一九二七—一九三七年)」
(同前二六巻四期、二〇一一年)、塩井社会について朱霞
「民間瀘水資源分配与国家竈戸制度」〔雲南社会科学〕、二
〇〇七年一期)、舒瑜「微「塩」大義—雲南諾鄧塩業的歴

史人類学考察」(世界図書出版公司、二〇一〇年) などがある。

(6) Adshhead, *op. cit.*, pp.142, 156.

(7) 渡辺惇「清末における張謇の塩法論とその歴史的背景―中国塩政近代化の一側面―」(熊本大学教育学部紀要(人文科学)) 第二分冊二四号、一九七五年)、一五頁。岡本、前掲論文、八六頁。

(8) 渡辺惇「清末における張謇の塩法論とその歴史的背景」、一五頁。同「清末における塩政の中央集権化政策について」(『中嶋敏先生古稀記念論集(上巻)』汲古書院、一九八〇年)。同「一九一一～二二年行塩区における諸改革を中心として」六六頁。

(9) 渡辺惇「近代中国における塩業改革の進展―久大精塩公司を中心として」(『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』三〇号、一九八一年)。渡辺惇(程永明訳)「山東問題与青島塩業」(『城市史研究』二〇〇二年)。

(10) 張謇「塩法意見書」(『張謇全集』第四冊、上海辭書出版社、二〇一二年)、二〇一～二〇五頁。同「塩政計畫書」、同、二二二～二三六頁。渡辺惇「民国初年塩政討論会の活動―辛亥革命期における塩政改革運動(Ⅲ)―」(『近きに在りて』三九号、二〇〇一年)、三〇一頁。

中華民國初期、雲南における塩政改革案 中川

(11) Adshhead, *op. cit.*, p.93. 平田康治「前掲論文」二〇六頁。Richard Dane, *Report by Sir Richard Dane, K. C. I. E. on the Reorganisation of the Salt Revenue Administration in China, 1913-1917*, Peking: Chief Inspectorate of the Central Salt Administration, 1918, pp.12-13, 37. 実際にはインドの

塩法は運輸・販売の規制が多く、必ずしもデーンの言うとおりでないことを景本白は示唆している。本白(景本白)「書印度塩務沿革史後」(『塩政雜誌』一五期、一九一四年)、社論「八頁。Adshhead, *op. cit.*, p.175. なお一九世紀のインド塩業については神田さや「シムガル塩商人の活動とイギリス東インド会社の塩独占体制(一七八八～一八三六年)」(『社会経済史学』六八巻二号、二〇〇二年)、ほか一連の研究がある。

(12) ただ淮塩は例外で、産塩場の淮南と販売路の要衝である湖北両方で徴税している。Adshhead, *op. cit.*, pp.103-110, 121. Dane, *op. cit.*, p.116.

(13) 張謇「塩業改良後議」(『光緒三〇(一九〇四)年』張謇全集』第四冊)、九三頁。Dane, *op. cit.*, p.151.

(14) 「民初雲南塩務輯要」第二類引地「経過之水陸程途」一九一四年九月一〇日(雲南省檔案館編『民国雲南塩業檔案史料』雲南民族出版社、一九九九年)、四～五頁。由雲

第九十七巻 一九一

竜編『雲南塩務輯要統編』（一九一八年）、第七編附編、興修車路。

(15) 雲南巡撫初彭齡による嘉慶五年の上奏文、『新纂雲南通志』（一九四四年編）第七冊、卷一四七塩務考一、雲南人民出版社、二〇〇七年、一五七頁。

(16) 雲南巡撫初彭齡による嘉慶五年の上奏文、同前、一六一頁。

(17) 初彭齡「滇省塩法疏」（方国瑜編『雲南史料叢刊』第一二冊、雲南大学出版社、二〇〇一年）、五六四頁。『塩法議略』卷二雲南、五八葉表。劉傳「清代雲南塩務」（『中国社会経済史論集』上冊、崇文書店、一九七一年）、六二頁。

(18) 雲南巡撫岑毓英による光緒元（一八七五）年の上奏文、『新纂雲南通志』、前掲、一六五頁。岑毓英は塩井でのあらゆる徴発分を省政府に送る旨述べている。省政府が蜂起以來初めて全省規模で塩井を掌握する意向を示した意味で画期的だった。

(19) 従来、省西部では白井に、省中部では黒井に提挙が置かれ、周辺の他の塩井と併せ塩政の監督にあっていた。ムスリム蜂起鎮圧後の同治一二（一八七三）年、一八世紀に開発が進められた雲南南部地区の新興の塩井の一つ石膏

井に初めて提挙が置かれた。以降、雲南の各塩井はこれら三つの提挙の管轄下にそれぞれ置かれていった。石膏井提挙の管轄した地域は民国期には近接する塩井の名をとり磨黒井区と呼ばれる。『新纂雲南通志』卷一四七塩務考一、卷一四八塩務考二、卷一四九塩務考三、前掲、一五六、一六五、一六七、二〇〇、二〇八頁。Dane, *op. cit.*, p. 152.

(20) 『清塩法志』雲南六、運銷門三。たとえば喬後井を占拠した清朝武將は近隣の白井の販塩地域を占拠し、喬後井の塩を流入させている。『民国塩豊県志』卷二政治、塩政、附録、「続白塩井志」三二六葉裏〜三七葉表。

(21) 雲貴総督李經羲による宣統二（一九一〇）年の上奏文、『新纂雲南通志』、卷一四八塩務考二、前掲、二〇〇、二〇二頁。蕭埜「雲南塩運使整理塩務条陳」（『塩政雜誌』二期、一九一五年專件）、五頁。

(22) 雲貴総督李經羲による宣統二年の上奏文、同前。潘定祥編『雲南塩政紀要』（一九二二年）総論、「雲南塩務利弊」一三葉表。

(23) 渡辺惇「左樹珍の塩法論について——中国塩政近代化の一側面」（『熊本大学教育学部紀要（人文科学）』二六号、一九七七年）、四四〜四五頁。同「清末における張謇の塩法論とその歴史的背景」、三四頁。

(24) 「実業司嚴禁塩井鄰県奸商屯積居奇令」一九一三年一月一日(『民国雲南塩業檔案史料』、二〇頁)。

(25) 張謇「豫備資政院建議通改各省塩法草案」、宣統二年(『張謇全集』第四冊)、一七三頁。

(26) 『康熙黒塩井志』卷六芸文、朱奉鑲「塩政事呈」「浚滷防池詳條」。「雲南塩政紀要」総論、「迤西井塩要素」二三葉表。『統雲南通志長編』(一九四三年編)中冊、一九八五年、一一一四頁。

(27) 『雍正白塩井志』卷五賦役志、戸口、二葉表。『雲南塩政紀要』各論、第四章「緝私」、第一節保甲、一八葉。ちなみに明清期の両淮や浙江などでも産塩場の製塩業者に対して同様に連座制など密造防止のための管理法が施行されていた。当時、製塩器具は政府が製造・管理しており、その規格から製塩数を把握できた。佐伯富「中国塩政史の研究」法律文化社、一九八七年、三七八―三七九、五四七―五五〇頁。

(28) 『康熙琅塩井志』卷三、沈鼎「煎塩鍋口請婦井自行鈔用詳」一一葉裏。『雲南塩政紀要』各論、第二章製塩、四葉。『統雲南通志長編』、前掲、一一〇四頁。

(29) 「迤西井塩要素」、前掲、二三頁裏。『雲南塩政公報』一二期、一九一九年、訓令、三三三頁。

(30) 「雲南塩務稽分所報阿陋井硯股東權利情形呈」一九一八年二月一日(『民国雲南塩業檔案史料』、二三九頁)。
舒瑜、前掲、一一六―一二八頁。

(31) 四川の塩政については島やゼリンの他、森紀子「清代四川の塩業資本―富榮廠を中心に」(小野和子編「明清時代の政治と社会」京都大学人文科学研究所、一九八三年)参照。

(32) 『康熙琅塩井志』卷三賦役志、竈丁、塩滷、四葉表。『道光雲南志鈔』塩法志、章程(『雲南史料叢刊』第一一冊)、四六七頁。『康熙黒塩井志』卷五黒井塩政、課額、井丁保甲附。「迤西井塩要素」、前掲、一五葉。「雲南塩務利弊」、同、二三葉。『民国塩豊県志』地理志二、名義、「白井士紳公呈」。『統雲南通志長編』中冊、一〇八四―一〇八五頁。

(33) 渡辺惇「清末における塩政の中央集権化政策について」、六七五頁。

(34) 『塩政雜誌』五期、一九一三年、中央紀事、一五―一六頁。

(35) Dane, *op. cit.*, p.94. Ashhead, *op. cit.*, pp.139-140. 柴繼光「河東塩務稽核分所始末」(『運城師專學報』一期、一九八六年)、六九頁。

(36) 『邵陽市志』(湖南人民出版社、一九九七年)、三四〇

- 三四一頁。『中華民國史』第二編 第一卷（中華書局、一九八七年）、五六～五八頁。劉揆一「黃興伝記」（中国史学会編『辛亥革命（四）』上海人民出版社、一九五七年）、二七七頁。譚人鳳「石叟牌詞」（石芳勳編『譚人鳳集』湖南人民出版社、二〇〇七年）、三〇四頁。
- (37) 「整頓塩政進行観」（『塩政雜誌』一〇期、一九一三年、中央紀事）。渡辺惇「民国初年塩政討論会の活動」、三〇八、三一一頁。同「近代中国における塩業改革の進展」四五頁。
- (38) Dane, *op. cit.*, p.151, 165. 辛亥革命後の雲南塩運使は一九一三年一〇月二九日に沈致堅が就任し、翌年一月二四日に蕭堃が後任となった。『塩政雜誌』二〇期、前掲、社論、五頁。劉寿林・万仁元・王玉文・孔慶泰編『民国職官年表』（中華書局、一九九五年）、三四八～三四九頁。
- (39) Dane, *op. cit.*, p.152.
- (40) *Ibid.*, p.153.
- (41) *Ibid.*, p.153.
- (42) *Ibid.*, pp.152-154.
- (43) フランスのインドシナ総督がインドシナ塩の雲南での販売許可を求めていた、というのを踏まえた言及である。
Ibid., p.169.
- (44) 「雲南塩運使整理塩務条陳」（前掲、及び同一九期、一九一五年、専件一）。
- (45) 同前、一九期、専件一、一頁。
- (46) 同前、四頁。
- (47) Dane, *op. cit.*, pp.206-207. 「稽核総所漢文股移附塩務総署総務処（一九一五年九月一日稽字三九三号）」（以下「稽字三九三号」）、附件一～二、劉楠楠編「一九一五年雲南塩務整理案」（『民国檔案』四期、二〇一三年）、三～五頁。
- (49) 同前。
- (50) 劉楠楠編、四頁。「塩務署致雲南運使批（一九一五年九月六日）」、同、六頁。
- (51) 「稽字三九三号」、附件一～二、劉楠楠編、四～五頁。附件一～三、同前。ただし各塩井の史料には「昼三夜二」、「三昼夜」など蕭堃の報告とほぼ同じ製塩時間の記述が見られる。『民国塩豊県志』卷二政治、灶具、四四葉。『康熙琅塩井志』卷二、一七葉表、二二葉表。
- (52) 劉楠楠編、附件一、四頁。
- (53) 同前。
- (54) 同前。
- (55) 「塩務署致雲南運使批（一九一五年九月二五日）」、塩務署批、附件「雲南塩運使致塩務署（一九一五年九月一日）」、劉楠楠編、八～九頁。

- (56) 詳しくは以下参照。Ashhead, *op. cit.*, pp.104-108, 166-171.
- (57) 張謇「致呂四同仁泰塩業公司各股東公啓」、光緒三三年（一九〇七年）年（『張謇全集』第五冊）、一〇九頁。景本白「久大精塩公司創立史」（景本白編『塩迷専刊』、一九三五年）、四頁。張謇「塩政計画書」、二一八頁。
- (58) 渡辺惇「張謇の塩業経営について」四〇頁。張謇「呂四同仁泰塩業公司籌辦整頓改良説略並帳略」、光緒三三年（『張謇全集』第五冊）、六〇六頁。景本白「久大精塩公司創立史」、六頁。
- (59) 張謇「変法平議」（『張謇全集』第四冊）、四四〇四五頁。同「變通通九塩法議略」、光緒三〇年（『張謇全集』同）、七七〇七九頁。「同仁泰塩業公司整頓通章」、光緒二九年（『張謇全集』第五冊）、四三〇四六頁。渡辺惇「近代中国における塩業改革の進展」、五〇頁。
- (60) 張謇「豫備資政院建議通改各省塩法草案」、前掲。
- (61) 張謇「徐州応建行省議」、光緒三〇年（『張謇全集』第四冊）、八三頁。渡辺惇「清末揚子江下流域における私塩集団」（『社会文化史学』六号、一九七〇年）。嚴学熙「張謇与淮南塩壘公司」（『歴史研究』一九八八年三期）、八五頁。
- (62) 張謇の熊希齡への書簡、一九一三年（『張謇全集』第二冊）、四二四〇四二六頁。
- (63) 張謇「塩政計画書」、二一七頁。
- (64) 張謇「塩法意見書」、二〇四頁。同「塩政計画書」、二二〇頁。張謇から李外部（李磐碩）への返信、光緒三〇年（『張謇全集』第二冊）、一三二頁。張謇「塩業改良後議」、前掲。李磐碩は元外務部主事で、同郷の名士として張謇の企業活動に協力した。『啓東県志』中華書局、一九九三年、一〇四〇頁。張謇「柳西草堂日記」光緒三〇年一月二二、三〇日、三月一四日（『張謇全集』第八冊）、五七八、五八二頁。
- (65) 本白（景本白）「胡鈞君改良塩法議書後」（『塩政雜誌』七期、一九一三年、社論、四〇六頁。同「本社続刊宣言」同二期、一九一七年、論説）、二頁。
- (66) Dane, *op. cit.*, pp.38-40, 130-131.
- (67) *Ibid.*, pp.206-207.
- (武蔵野学院大学非常勤講師)